



ひらた行政だより

「書かない窓口」サービスを開始しました

令和 6 年 10 月 9 日より、役場窓口に申請書作成機「Caora（カオラ）」を設置し、「書かない窓口」を開始しました。

「書かない窓口」は、身分証（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、運転経歴証明書、特別永住者証明書）を利用し、顔認証で本人確認を行うと同時に、申請書に住所・氏名・生年月日を印字するシステムで、申請書を記入する際の負担が軽減されます。ぜひ、ご利用ください。

令和 6 年 10 月現在、対応している申請書等は次のとおりです。

【使用できる身分証等】

- ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・在留カード
- ・運転経歴証明書 ・特別永住者証明書



【対象申請書】

- ・住民票、戸籍関係交付申請書
- ・税証明交付申請書
- ・印鑑証明書交付申請書、印鑑登録に関する申請書（新規、廃止、再登録）
- ・住民異動届
- ・マイナンバーカード関係申請書（暗証番号再設定、券面記載事項変更届、在留期間更新に伴う有効期限変更届）
- ・後期高齢者医療関係申請書（限度額認定証交付、保険証再交付）

※「書かない窓口」で利用できる申請書は、今後順次追加する予定です。

計量法に基づく水道メーター交換について

日頃より本村簡易水道事業につきまして、特段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
水道メーターは計量法により検定有効期間（使用期間）が8年と定められているため、検定有効期間が満了なる前に交換し、適正な計量ができるようにしています。

○事前のお知らせ

水道メーター交換対象のお客様には、事前に村が委託した施工業者より交換予定日・施工業者名の記載された「計量法に基づく水道メーター交換のお知らせ」のチラシが配布されます。ご不在の場合は郵便受けなどへ投函させていただきますので、ご確認をお願いします。

また、チラシに記載されている交換日を変更したい場合は、チラシに記載している施工業者に直接ご連絡ください。

○交換作業

「計量法に基づく水道メーター交換のお知らせ」のチラシに記載している交換日時に施工業者がお伺いします。なお、時間は多少前後する場合がありますので、ご了承願います。

交換時間は、概ね1時間以内には終了する予定ですが、その間は断水となり水を使うことが出来ません。また、屋外作業となるため、ご自宅に不在の場合でも作業させていただきますので併せてご了承願います。

交換作業終了後、施工業者から配布された「水道メーター交換確認書」に記名いただき、施工業者に提出されますようご協力をお願いします。

○交換作業終了後の水の使用について

交換作業終了後、最初に水を使用するときは、給湯器等を通過しない蛇口から水を出し、空気や濁りが出ないのを確認してから使用してください。

水を出した際に白く濁る場合がありますが、水をしばらく出すと収まります。

メーター交換後に、水の出具合に異常が出た時やメーターボックス内で漏水等があったときは、施工業者又は役場産業建設課へご連絡をお願いします。

産業建設課 ☎55-3116

「空き家」を有効活用してみませんか？

平田村に移住・定住を希望する方から「空き家」の問い合わせが増えています。

村では空き家等に関する情報を集め、広く物件情報を周知し、空き家の有効活用を図る目的で、「空き家・空き地バンク」を設置しています。

現在、登録物件が非常に少ない状況ですので、個人所有の住宅で、移住・定住希望者に、賃貸または売買しても構わない物件がありましたら、ぜひ空き家・空き地バンクをご利用ください。

■空き家を売りたい・貸したい・空き地をどうすればいいのかわからない方

1. 物件登録
物件登録申請書にご記入のうえ、村にご提出ください。



2. 物件調査、登録可否
村が登録の可否を調査し、お知らせします。登録された場合には、物件情報を村HPに掲載します。



3. 申し込みの連絡
交渉の申し込みがあった場合にはご連絡いたします。

企画商工課 ☎55-3115